

議会だより

2018

No. 118

くらて

12月定例会号



おもな
内容

P2

総合福祉センター福祉棟3月末で廃止へ

P3

その他の議案、意見書

P4

徳島町長に対する辞職勧告決議案を可決

P5

知りたいこと望むこと～4人が一般質問～

12月定例会は、12月6日から19日までの14日間の会期で開催され、町長から提案された平成29年度一般会計等補正予算4件、条例の制定、改正3件を可決し、専決処分の報告1件を承認しました。また、意見書2件が可決となりました。

平成 29 年度

一般会計補正予算

● 5,726万7千円を追加

補正予算の概要

本補正予算は、歳出では町税過誤納金還付金を追加するほか、民生費において障害福祉サービス費における利用日数の増加などにより、事業費などを追加する一方で、公債費において長期債の借入利率の見直しなどにより、長期債償還元金及び利子などを補正するものです。

この結果、歳入歳出それぞれ5726万7千円を追加し、予算総額は74億236万2千円となっています。

▼全員賛成で可決

総合福祉センターくらしの郷

「福祉棟」を3月末で廃止へ

●総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正

主な質疑

問 福祉棟を廃止する理由及び経緯は。

副町長 透明性をもって今後の対応を行いたいと考えています。

▼賛成7・反対5で可決

総務課長

中間答申をいただいた後に、

副町長 庁舎等建設検討委員会の中で、総合福祉センターを新しい庁舎に置くことについて意見が出されています。そのため検討を重ねていた中、10月にある企業から福祉センターの使用について話がありましたので条例の改正を行うことにしました。

問 この条例改正は庁舎等建設検討委員会の付帯意見に基づく検討の中、企業から申し出

企業から研修室の貸与の申し出があったが条例にも規則にも当てはまらないため今回の条例改正としています。

問 閉鎖後の福祉棟を貸与できる条件を整備する条例改正ならば、将来的に売却等になった時には透明性を確保する手続きを踏んでもら

いたい。



▶総合福祉センター福祉棟の大浴場

問

福祉棟は町民の利用頻度が高い施設である。より多く利用できるように改善するのが行政の努めではないか。

町長

福祉棟は憩いの場であることは承知しているが、浴場があることだけが福祉ということではなく、子ども

もから高齢者まで幅広く活用できる場所づくりを検討することが大事だと考えています。憩いの場については管理棟のオーブンスペースを活用することも検討しています。これをもって福祉の後退にはつながらないと考えています。



▶総合福祉センター福祉棟ロビー

反対討論

議案第68号は入浴施設のある福祉棟を廃止して民間業者に貸し出し、その後、総合福祉センター（くらじの郷）全体を閉鎖した上で売却に道を開く議案となっているため、反対の立場から討論します。

福祉棟の利用者は近年、減少しているとはいえ28年度で年間、高齢者が延べ一万七千人、福祉棟全体で延べ二万五千人が利用し、総合福祉センター全体では延べ九万四千人が利用している利用頻度の高い保健福祉施設です。

町は入浴施設が赤字だとか、経費が掛かり過ぎるといいますが、福祉施設はそもそも収益を上げる施設ではなく、収支の良し悪しという尺度で存廃を判断するような施設でもありません。まだ築後17年しか経過しておらず鞍手町の公共施設の中では一番新しく、ボイラー等の改修が必要だとしても今後十分に活用できる施設であり、本来、廃止を考へること自体が間違っています。

町長は福祉施設を廃止するのではなく、町民すべてがいきいきと生活できる環境づくりを目指すという設置目的に沿って、より多くの人が利用できるように知恵を出し、改善していくこと

がこの施設を作った行政の努めです。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり、益々、高齢者の増加が見込まれている中で、高齢者の憩いの場である福祉棟を廃止し、さらに総合福祉センターを閉鎖して民間業者への売却を可能にする議案には理解できません。

町民の健康や福祉の充実を図るならば、保健福祉施設を移転しコンパクトにするのではなく、福祉棟はもちろんだが総合福祉センター全体を充実してより多くの人が利用しやすい施設にすべきだと考えます。

一端、この議案が通ってしまえば、毎日、福祉棟でお風呂に入り、ゆつくりと一日を過ごしている高齢者の人たちの暮らしがズブズブになり、日々の生活に大きな不安を与え兼ねません。

さらに総合福祉センター全体を閉鎖し、民間業者に売却することになれば、今まで総合福祉センターを拠点として健康の維持増進に努めてきた人たちが拠点を失い、町民の健康や福祉の大幅な後退を招き、高齢者や利用者にとっては非常に冷たい施策と言わざるを得ず、到底、賛成することはできません。

したがって議案第68号に断固反対いたします。

岡崎 邦博

その他の議案

- ▼全員賛成で可決
- 農業委員会の委員の定数に関する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
- 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算

- ▼全員賛成で承認
- 専決処分の承認（平成29年度一般会計補正予算）

意見書

北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

議員発議による意見書2件を全会一致で可決し、国の関係機関へ送付しました。

*質疑の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。会議録は、鞍手町ホームページや議会事務局で閲覧できます。尚、会議録の調製により、閲覧が遅れる場合がありますのでご了承ください。

徳島町長に対する辞職勧告決議案を

賛成多数で可決（賛成7・反対5）

12月議会最終日の19

日、地方独立行政法人く

らて病院への不当な介入

を行ったとされている徳

島町長に対する辞職勧告

決議案が提出され賛成多

数で可決されました。

くらで病院では、度重

なる町長の法あるいは定

款等の権限を逸脱した不

当介入により医師等が強

い不信感を抱き、安心し

て医療に専念できない状

況に陥っているため、内

科常勤医師6名が辞職を

表明しています。

議会が設置した調査特

別委員会では、「くらで

病院が従前の医療提供が

できない状況に陥ったす

べての責任は町長にあ
る」とした報告書を12月
議会において報告してい
ます。

この辞職勧告決議案
は、調査特別委員会
委員長を務めている田中
二三輝議員によって提出
されました。

決議文では、くらで病
院に対する徳島町長の一
連の不当な介入行為及び
その行為に対する町長の
反省のない態度並びに議
会に対しての真摯さに欠
ける姿勢があるとし、「行
政の長としての資質を欠
く徳島町長に対し、町政
を正常化するために辞
職を勧告し決議する」と
されています。

徳島町長に対する辞職勧告決議

徳島町長は、「議会軽視」「議会での虚偽答弁」「くらで病院への不当介入」など自分勝手な町政運営を続け、町民の期待を大きく裏切り続けている。

本年9月開催の鞍手町議会定例会に於いて、「くらで病院が混乱している認識はない」「辞職する医師は無責任」などの答弁を行い、くらで病院の信頼と医師の名誉を傷つけた。自己を正当化するだけの目的で虚偽答弁を繰り返し、町民に対しても事実と異なる説明を繰り返すなど、徳島町長こそが最も無責任であることを自ら自覚すべきである。

黒字経営が続いているくらで病院に対し、独断により自らの支援者を理事や事務局長にするよう強要し、病院へ不当な介入を繰り返し行い、内科常勤医師を辞職に追い込んだ結果、多くの患者やその家族に大きな不安を与え、地域医療崩壊の危機を招いている。

徳島町長は病院の正常化と口では言っているが、そもそも安定した医療を提供していたくらで病院が現在の状況に陥った全ての責任は、徳島町長の自己本位な悪質で執拗な不当介入にあり、徳島町長の責任は極めて重大である。

このことは、「地方独立行政法人くらで病院運営の正常化に関する調査特別委員会」に於いて明らかとなっている。その調査報告書を謙虚に受け止めず、その後の発言や態度からは全く反省がないと判断せざるを得ない。

これまで、徳島町長は議会に対して、自らが提出した議案の内容を十分に把握せずに、議員の質問に対し答弁に詰まった挙句、「忙しいので気づかなかった」（平成28年3月議会）など軽々しく答弁し議会を軽視した姿は、町民を軽視していることに繋がる。この軽々しく答弁する姿勢は、答弁を二転三転させ一貫性が無いばかりか、発言を安易に取り消す（平成27年3月議会・平成29年12月議会）など、議会を混乱させていることは到底許されるものではない。

また、庁舎内で十分に協議検討されたものではなく、法や条例を軽視し、熟慮に欠けた町長自らの浅はかな思い付きで新規事業に取り掛かろうともした。しかし、議員からの質問に答えられず、簡単に議案を取下げた（平成29年9月議会）行為は、町政に対する真剣さに欠け、町長としての資質の無さを自ら暴露した。

更に、この12月開催の鞍手町議会定例会に於いて、議員からくらで病院の患者とその家族及び鞍手町民に対し謝罪と不当介入を行わないとの誓約を求められたが、徳島町長は即刻応じようとはせず、「懺悔の念」はみじんも感じられない。

本来、町長という職は、町の代表者として公平・誠実に職務を全うしなければならない大変重い職責がある。徳島町長はこのことを理解せず自己中心的な考えに終始している。よって、鞍手町議会は行政の長としての資質を欠く徳島町長に対し、町政を正常化するために辞職を勧告し決議するものである。

平成29年12月19日

鞍手町議会

◎ 辞職勧告決議とは

議会が特定公職者に対し「辞職を勧める」決議。

不祥事などで公職の身分にふさわしくない
とされる人物に対して
行われる議会の意思表
示となります。法的拘
束力はないため、当該
人物は勧告に従わなく
ても法律上問題はない
とされています。

知 り た い い と 望 む い つ

4人が
一般質問

1. うたがわ あきら 宇田川 亮 議員・・・・・・・・・・ 6
 - ・くらて病院問題について
 - ・国保の広域化について
2. あじさか しょうじ 鯨坂 省治 議員・・・・・・・・・・ 7
 - ・国民健康保険事業について
3. おかざき くにひろ 岡崎 邦博 議員・・・・・・・・・・ 8
 - ・くらて病院新築移転について
 - ・役場庁舎建替えとそれに伴う総合福祉センター廃止について
4. たけうち りいち 竹内 利一 議員・・・・・・・・・・ 9
 - ・鞍手インターチェンジ周辺開発について
 - ・今後の公共事業について



一般質問とは、町長から提出された議案以外に、行政に対する疑問点について質問することです。
一般質問の内容、答弁は質問者自身が要約し、広報委員会が校正したものです。
質問の全文は、鞍手町ホームページや議会事務局で会議録を閲覧できます。
※尚、会議録の調製により、閲覧が遅れる場合がありますので、ご了承下さい。

問

くらで病院正常化
に向けて謝罪を



宇田川 亮 議員

町長 時期をみて会見を行いたい

問 病院運営の正常化をするために、徳島町長が一番の被害者である患者さん、町民の皆さんに対して、公式の場で謝罪し、二度と不法行為、不当な介入はしないことを公言する必要があるが。

町長 改めて誓約と
いうことは今のところ考えていません。

もう一度謝って下さいということに関しては、何時の日か時期を見て記者会見を行いたいと考えています。

問 町長が入れようとした3人の外部理事は裏金問題を調査するに足る理事なのか。

町長 一人は県会議員のご子息で、もう一人はそちらのご親戚で特養を手伝われている方です。最後の一人は、病院を多角的に経営をされている先生です。

問 裏金問題を調査するのに特化した方なのか。

町長 別に特化したとか、そういうことは何もありません。

問 裏金問題の疑惑があるというだけで、理事会メンバー5人の内3人の外部理事を入れる理由は。

町長 多数決でない
と調査が出来

ないような状況だったからです。

問 外部理事3名に入ってもらった理由を説明したのか。

町長 それは言っていないかと思えます。

問 説明もしないで外部理事を入れようとしたのか。

町長 当時は、裏金信半疑でしたが、7月6日に病院長と話をし、調べなくてはいけないという思いがありました。

問 病院建設をすすめていく大事な時期の4月に半信半疑のまま、外部理事3名を入れようとしたことは、本当に裏金問題だけなのかと疑わざるを得ない。

病院建設には65億以上

のお金がかかるが、透明性の確保は。

町長 事業主体はくらで病院にありますが、入札事務等の経験が少ないことから病院と役場とで業務委託契約を結ぶことで入札等の事務作業については役場側で行うことも可能です。

事業者の選定方法等に

については病院と協議しながら透明性を確保し、慎重にすすめてまいります。

※宇田川議員の一般質問は、当初12月10日に行われましたが、執行部の答弁に不整合があったため11日に再開されました。

この一般質問は11日の内容を記載しています。



▶運営の正常化が急務となる「くらで病院」

問 平成30年4月以降の国民健康保険の考えは？

町長 「低所得者の負担に考慮した保険料率を検討していきたい」



鯨坂 省治 議員

問 国民健康保険事業について、2018年度から国民健康保険事業の運営に都道府県が加わり、これによって大きな変化が起こることになる。国民健康保険の現在の状況は。

保険健康課長 現在の国民健康保険料率は医療分の所得

割が8・9%で、均等割が1万8500円、平均割が2万5500円。後期高齢者支援金分の所得割が2・3%、均等割が5400円、平等割が6900円。介護納付金分の所得割が1・9%、均等割が6900円、平等割が4700円となっています。被保険者数は10月末時点で2565世帯、

問 国民健康保険税加入者の所得に占める保険料負担は、健保組合や協会健保、共済など

保険健康課長 加入者1人の平均医療費は、平成28年度分で3万8097円です。

問 全国では27年度で34万9697円と出ている加入者1人当たりの平均医療費はいくらになっているのか。

4089人となっています。28年度決算でいえば、収納率93・01%で1人当たりの調定額が7万9274円となっています。

改革後の国保の運営の在り方について（都道府県と市町村のそれぞれの役割）

改革の方向性																		
1. 運営の在り方（総論）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県の主な役割</th> <th>市町村の主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 財政運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金を都道府県に納付 </td> </tr> <tr> <td>3. 資格管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行） </td> </tr> <tr> <td>4. 保険料の決定賦課・徴収</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収 </td> </tr> <tr> <td>5. 保険給付</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等 </td> </tr> <tr> <td>6. 保健事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、必要な助言・支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 <p>（データヘルス事業等）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	2. 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金を都道府県に納付 	3. 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行） 	4. 保険料の決定賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収 	5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等 	6. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、必要な助言・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 <p>（データヘルス事業等）</p>
都道府県の主な役割	市町村の主な役割																	
2. 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金を都道府県に納付 																
3. 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行） 																
4. 保険料の決定賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収 																
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等 																
6. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、必要な助言・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 <p>（データヘルス事業等）</p>																

他の公的医療保険の2倍、所得の2割前後が保険料となる場合もあり、保険料負担は既に限界を

超えている。これ以上増大な収納率の低下や加入者の生活困窮を生み国民健康保険に加入しない無

保険者の増大と合わせ、国民健康保険を解体させる危険性をもっている。

平成30年4月以降の国民健康保険の考え方は。

町長 1月に県から示される確定

件数による標準保険料率を元に応能応益割合を低所得者の負担に考慮した保険料率を算定し、国保運営協議会の意見等を踏まえながら検討して行きたいと思っています。

先だっても県の方がお見えになり、今一生懸命協議をしています。行政内部で協議をしながら、そしてまた県とも話をしながら進めて行きたいと思っています。

問 くらで病院の整備基本構想にある 収支計画の見直しが必要では？

政策推進課長 「当然見直す必要があります」



岡崎 邦博 議員

政策推進課長 常勤の内
科医6名
の退職は想定していま
せんで、当然、収支計
画は見直す必要があり
ます。

問 町長の越権行為に
よるくらで病院へ
の不当な介入により内科
常勤医師6名が辞職を表
明して以後、外来や透析
患者の転院が進み、療養
病棟の入院患者さんも少
なくなっているとも聞い
ているが、整備基本構想
にある新病院収支計画の
見直しをどう考えている
か。

財源の確保について

問 計画年度が1年間
かそれ以上遅れ、
基本設計も作成されてな
いが、病院事業債や過疎
債など財源の確保は。

政策推進課長 病院事業
債や過疎
債などを起債する場合
は、総務省に過去3年間
の決算状況を基にした収
支計画を提出しなければ
ならず、大変厳しい状況
が見込まれますが、カギ
となるのは医師の確保だ
と思います。

問 町長は病院の新築
移転だけでなく、
患者さんや家族、病院の
医療体制、地域医療、休
日の医療体制など多方面
にわたって迷惑をかけて
いるが、どのように感じ、
責任をどう取っていくの
か。

町長

病院の正常化
と町民と地域
住民に安心、安全な医療
サービスを提供できる体
制を再度、構築すること
が私に課せられた責任だ
と思います。

総合福祉センター

廃止について

問 庁舎等建設検討委
員会の中間答申の
付帯意見にある総合福祉
センター閉鎖後の売却や
利活用等の検討に早急に
着手という意見は第何回
の検討委員会での委員の
意見か。

総務課長

検討委員会の
提案時に町は
売却に向けて検討してい
ることを説明したので、
委員から売却の話はあり
ません。

問 売却や利活用の告
示も公表もしてな
い。

いが、特定の企業に対し
て情報を提供すること自
体が不公平、不正にな
らないか。

地域振興課長

早急に売
却等の検
討に着手という中間報告
が出ており、施設の一つ
を見せたということだ
す。

問

プロジェクトを提
案した企業に対し
て段階的な条件整備が必
要なため、まず福祉棟の
浴場から閉鎖するとい
うことか。

地域振興課長

庁舎の新
築移転に
伴う利活用を見据えての
ことで、特定の企業に貸
すと決定したわけではあ
りません。



▶総合福祉センター「くらじの郷」福祉棟

問

鞍手インターチェンジの 周辺開発は？

町長

「雇用や活性化に貢献
できるような企業の進出を」

鞍手インターチェンジ
周辺開発について

いております。

を考慮して物流でいいの
か。

町長

工事において
はできる限り

った企業をと、お願いは
重々いたしています。

くらで病院、新庁
舎の建設でここ数

町内業者を使って下さい
とか、「アウトレット」
のような商業施設が来た
方がいい。雇用促進に
もなるし、各方面からも
沢山の人が鞍手に来て
いただけるから、そいつ

町としては、雇用や活
性化に貢献できるような
企業の進出を望んでお
り、事業主体である鞍手
開発合同会社も同様で、
そういう意味においては
行政とは同じベクトルを
向いています。

年で100億ほどの公共
事業を行おうとしていま
す。こんな時に何が起こ
るかと考えますと、建設
に絡む利権など、透明性
の確保のためにも電子入
札などを取り入れたらど
うなのか。

問

鞍手インターチェ
ンジ周辺開発の進
出企業について

問

インターチェンジ
周辺開発というの

は、鞍手町の将来が懸か
ったメインの事業であ
る。民間開発ですが民間

地域振興課長

開発事業
主体であ

体のことを考えるわけ
はない。一般的に民間は

る鞍手開発合同会社が造
成し建物を建て、物流用
の建物で申請されると聞

会社が儲かればいいとい
う考えしかないわけで
す。鞍手町の全体のこと

今後の公共事業 について

副町長

新庁舎建設予定の
今後の見通しは。

不正のないよ
うな形で進め
て行くというのが基本で
あるうと思っております。

総務課長

スケジュール
どおり平成32
年度末に建設できるよう
に進めて行きたい。

問

今後の鞍手町の20
年、30年、50年後
を見越していかなければ
いけないので、全ての事
業に関してベストを尽く
して、良い施設を作って
いただきたいが

問

くらで病院建替え
の見通しは。

政策推進課長

医師の確
保の見通
しが立てば、残された時
間の中で建替えは進めら
れると思います

町長

真摯に受け止
めて、しっか
り行いたいと考えてあり
ます。



竹内 利一 議員



▶ 開発が進行中の「鞍手インターチェンジ」隣接地



新年のごあいさつ

新年にあたり、町民の皆様方には輝かしい新春をお迎えることとお慶び申し上げます。

内外の政治・経済・社会情勢は誠に厳しいものがありますが、本年も町民の皆様への負託とご期待に添うべく、懸命に努力して参ります。

町議会は、皆さまにとってより豊かで住みよい町づくりをめざして創意工夫を重ねながら、また議会の使命である行政の監視を住民の立場に立って行っていきます。

どうか本年も相変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

鞍手町議会議長 星 正彦

表紙の紹介 「平成30年鞍手町消防出初式」



1月21日、役場玄関前にて鞍手町消防出初式が行われました。

表紙の写真は、石田団長から団員への訓示が行われている様子です。

昨年は、7月に発生した九州北部豪雨をはじめ全国でも様々な災害が

発生し多くの方が被災されました。

想像をはるかに超える災害が発生する現在、被害を減らすためには行政と町民が一体となって地域防災力を向上させることが必要不可欠となっています。

議会を傍聴しませんか

(次回は、3月議会です。)

議会はだれでも一般質問・議案質疑を傍聴できます。受付は、当日に議会事務局でおこないます。

また一般質問を傍聴する方の希望に応じ、手話通訳者を派遣しています(無料)。これには事前予約が必要です。

■問い合わせ 議会事務局

☎42局2111番(内線331)

編集後記

12月議会の一般質問等では、くからて病院存続の不安から、多くの傍聴者が見えました。

内科常勤医師辞職に伴う後任医師招聘の問題、新築移転計画、新庁舎建設等々本町には多くの課題があります。

少しでも、議会だよりを身近に感じていただけるよう、編集委員全員で取り組んでいきます。

今年こそは、鞍手町やくらて病院 更には住民の皆様にとりまして、よりよい年となりますよう祈念いたします。

(熊井 照明)

発行責任者

議会議長 星 正彦

編集スタッフ

委員 須藤 敏夫	委員 須藤 信一郎	委員 熊井 照明	委員 鰐坂 省治	副委員長 竹内 利一	委員長 須山 由紀生
----------	-----------	----------	----------	------------	------------